

書面何之選左之通可心得事

デニギイジン、硫酸タツリン、單寧酸カンナビン、鞣酸エゼリン、硫酸エゼリン

右ハ薬品取扱規則第二類ニ準スヘン

レゾルシン、ナフタリン、水銀塩、亞硝酸アミール

右ハ同規則第三類ニ準スヘシ

コトシン、水銀

右ハ通常薬ニ準スヘシ

明治二十年一月十五日

衛生局長 長與博齋

## 第三編 衛生試験所時代

衛生試験所官制の公布 明治二十年五月三十一日衛生試験所官制公布せられ從來の衛生局試験所の名稱を廢し更に東京、大阪、横濱衛生試験所と改稱せられ何れも内務大臣の直轄となりたり。

勅令第十七號を以て公布せられたる衛生試験所官制次の如し。

第一條 東京、大阪、横濱ニ衛生試験所ヲ置ク

第二條 衛生試験所ハ内務大臣ノ管轄ニ屬シ衛生上試験ニ關スル事項ヲ取扱フ所トス

第三條 各衛生試験所ニ職員ヲ置クコト左ノ如シ

所長

技術官

屬

第四條 所長ハ内務技師ヲ以テ之ニ充ツ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所内ノ事務ヲ管理ス

第五條 技術官ハ所長ノ指揮ヲ承ケ検査ノ事務ヲ分掌ス

第六條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ書記計算等ニ從事ス

第七條 衛生試験所ニ檢明、藥劑ノ二部ヲ置キ技術官ヲ以テ部長ニ充ツ

第八條 檢明部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、大氣、用水、土壤、衣服、飲食物、鐵器等ニ關スル事項

一、醫藥及裁判醫事ノ化學的ニ關スル事項

第九條 藥劑部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、藥品ノ精粗、濃度及醫藥用ノ適否ニ關スル事項

主ナル事業

一、食料品ノ原ニ及ボス影響

一、日本食調査

一、營養食調査

一、「クレソール」調査

一、糞尿ヲ酸性ナラシムルニ幾許量ノ硫酸ヲ使用スヘキヤノ調査

薬草栽培の指導 東京衛生試験所は明治二十年十一月薬草栽培に關する注意を官報に記載し廣く栽培者の指導誘掖に努む。官報掲載薬草中重なるものの名稱を掲ぐれば次の如し。

墨柴、チギタリズ、ヒヨス、ベラドンナ、チムス、ラヘンデル、茴香、コロシント、纈草、アルテア

右官報には以上十種の薬草の和名ヲテン名を初め藥用に供する部分、栽培、收穫法等極めて懇切丁寧に記載し全く薬草栽培手引の觀を呈せり。

検査印紙貼付様式及告示箋の改正 明治二十年七月一日より第一版日本藥局方實施せらるゝに至りたるを以て衛生試験所の検査印紙は日本

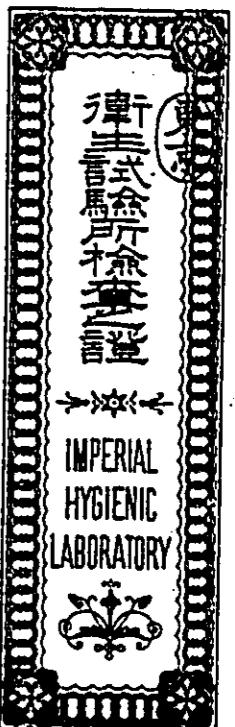
藥局方所載の藥品に限り貼付し其他は當該國藥局方適否の告示箋のみを交付することに改正せられたり。之に關する内務省告示次の如し。

内務省告示（明治二十年六月二十日第二號）

衛生試験所ニ於テ醫藥用ニ適スヘキモノト同一タル藥品ニハ左ノ検査印紙ヲ貼付ス

但當分ノ内元衛生局試験所検査印紙ヲ取交貼用ス

赤



色

衛生局ヨリ内務省へ向 (明治二十年六月日附)

一般衛生試驗所官制被相定候ニ付同所ニ於テ薬品検査印紙之袋ハ元衛生局試驗所薬品検査印紙面ノ局ノ字ヲ削除シ横文ハ張紙之通其他彩紋及印紙尺小形ノ種類等有形ノ儘ニ取極致庭就ナハ元來印紙現在品別紙調書之通ニ有之候ニ付右不用ニ屬シ候テハ多額ノ消費ニ可相成候間當分ノ内在來印紙取交貼用相成可然哉告示案添此段相候也(別紙省略)

告示案添此段相候也(別紙省略)

内務省告示 (二十一年十二月二十四日第九號)

自今衛生試驗所ニ於テ検査印紙ヲ貼付スルモノハ日本藥局方所定ノ薬品ニ限ル其他ハ某國藥局方適否ノ告示箇ヲ交付スヘシ但何レノ藥局方ニモ記載セサルモノハ主成分ノ比例ヲ記シテ之ヲ交付スヘシ

横濱衛生試驗所の移轉新築 明治二十一年五月豫て横濱市北仲通五丁目横濱衛生試驗所の建物及敷地を擧げて司法省に譲り之が代價として同市本町五丁目の同省用地を收受し此處に新廳舍の建築中なりしが本月に至り竣工したるを以て同所は之に移轉したり。

薬品營業並薬品取扱規則の發布 明治二十一年法律第十號薬品營業並薬品取扱規則を發布せられたり其の制定の趣旨は當時内務省當局が内閣に提議し閣議を求める左の書面に明かなり。

薬品營業並薬品取扱規則制定及薬劑師試驗規則等省令發布ノ件

醫術ノ開明追ニ從ヒ醫藥ノ品類を漸ク其範囲ヲ擴ケ其性効峻烈猛烈ニシテ非害恐ルヘキモノト雖モ收メテ醫家ノ利器ニ供シ運用ノ妙能ク病ヲ制シ死ヲ起コスノ良薬トナリ復タ昔日草根木皮ノ淡白ナルカ如クナラス且其ノ藥品タルヤ廣造ノモノアリ變敗セルモノハ特ニ相應ノ學識ヲ具ヘ資格ヲ有セサル可カラサルハ已ムヘカラサルコトニシテ醫術ノ進歩併行シテ相應ル、コト能ハサルモノナレドモ我國醫師ノ進歩ハ遠ク藥學ニ挺出シ所謂藥鋪ナルモノ追隨シテ之ニ伴フコト能ハス是ニ於テ明治八年三府ニ令シテ新規ニ藥鋪ヲ開クモノ、爲メ試驗ヲ行ハシメ他ノ諸縣ニ於テ試驗施行ヲ頗出ルモノハ許可ヲ得テ漸ク藥鋪ヲ學術ノ世界ニ導キ一方ニハ明治十年毒藥劇藥取扱規則ヲ設ケラレ極カニ藥品取締ノ地ヲ爲シタリシカ時機漸ク熟シ今日ニ及テハ各府縣概ネ藥鋪試驗ヲ設ケサルモノ

ナシ又日本藥局方ノ發布モアリテ略々其備備リ整ヒタレハ今ヤ藥劑師即チ從來ノ藥鋪ト藥種商トヲ別チ藥劑師ノ資格ヲ定メ醫藥ノ取扱ヲ鄭重ニシ藥種商ハ之ヲ仲買商ノ位地ニ置キ非藥劇藥ノ小賣ヲ許サス製藥者ハ自己ノ製品ノミ容器ノマ、販賣セシムル等漸ク藥品取締ノ方法ヲ完全ノ區域ニ進ムルノ必要ヲ見ルニ至レリ又醫學ト藥學トハ共ニ皆獨立ノ専門學ニシテ其範圍頗ル廣ク固ヨリ一人ニ併有スヘキモノニ非ヌ又到底兼修スルコト能ハサルカ故ニ歐米著明ノ諸國ニ於テハ各々其藥ヲ分チ行政上ノ便宜ニ於テモ學術上ノ進歩ニ於テモ分業ノ便益ニ賴ルコト少ナカラス歸着ノ目的ハ此ニ外ナラスト雖モ本邦ニ於テハ二學ノ進歩大ニ其度ヲ異ニシ且ツ二千有餘年ノ久シキ醫師ハ專ラ賣藥ノ益ヲ以テ生計トシ一般人民モ亦タ其便ニ賴ルモノナレハ今日急ニ釐革スヘカラサルノ情勢アリ姑ク醫師ノ調劑ヲ許ス事トセリ是レ此規則ヲ編制スルノ大意ニシテ藥品取扱規則ノ改正ヲ要スル所ナリ而シテ其ノ藥體タルヤ前陳ノ如ク一種特別ノモノニツキ本則發布ノ上ハ相等ノ巡視委員ヲ組織シ時々藥局藥店ヲ巡視查閱セシメ其執行ヲ保護スルコト亦已ム可カラサルノ必要トス因テ藥品營業並薬品取扱規則別紙甲號ノ通制定アランコトヲ契ミ藥劑師試驗規則藥局藥店巡視規則並藥劇藥品目乙丙丁號ノ通省令ヲ以テ發布セント欲ス但本案ハ總テ一年間ノ施行猶豫アルヲ要ス

明治二十二年法律第十號藥品營業並薬品取扱規則の發布と同時に内務省令第三號を以て藥劑師試驗規則を、同第四號を以て藥品巡視規則を、同第五號を以て毒藥、劇藥の品目を定めたるが之等は何れも法律第十號の規定に基く法規なるを以て明治二十三年三月一日法律第十號の施行と同時に施行せられ之れと同時に明治十三年第一號布告薬品取扱規則は廢止せられ茲に我國藥品制度の根幹全く整備するに至りぬ。

藥草試植園の文部省移管 明治二十三年一月市内小石川區戸崎町藥草試植園(明治十六年四月開設)の敷地が東京盲啞學校敷地として文部省に移管せられたる爲、藥草類は悉く隣接せる帝國大學植物園に移植し左記條件の下に藥草試植園の事業を帝國大學に移管せり。

一、内外產藥草ヲ培養試植シ其ノ成績ヲ毎年官報ニ登載スル事  
二、内務省衛生局及衛生試驗所ヨリ内外產藥草試植ノ事ヲ要求スルトキハ其需メニ應スル事  
三、藥草類ノ種子及苗ヲ要求スル者アルトキハ分與スル事

檢查印紙貼付規定の改正 明治二十三年三月自今衛生試驗所に於て検査印紙を貼付するものは明治二十二年法律第十號藥品營業並薬品取扱規則第二十六條第二十七條の藥品とする旨公布せられたり。

衛生試驗所官制の改正 明治二十三年八月二日勅令第二百五十二號を以て衛生試驗所官制及同處務分課を改正せられ檢明部に於ては大氣、  
用水、土壤、衣服料、飲食物、鑽泉、醫藥及裁判、醫事の化學的試驗並病原檢索に關する事項を掌り藥劑部に於ては藥品の精粗真質及其醫藥

用適否、薬品の性質及試験方法調査並に薬品の主成分検出に関する事項を掌ることとなりたり。

薬品検査其他手數料に關する規定の改正 明治二十四年一月從來粉末生薬品にして印紙を貼付するものは吐根外五種に限りしが自今は他の薬品と雖も検査を経たる生薬を用ひ當所内に於て粉製したるものに限り検査印紙を貼付することとなれり。

同年五月衛生試験所に於て検査したる薬品其他の物品に對し不服あるものは再検査を乞ふことを許さる依て各試験所に於ては再検査施行手續及出願手續等を協議決定し同年七月初回の検査に對し不服あるものは初回検査手數料の三倍に該る金額を前納して再検査を請ふべきことを規定せり。

明治二十五年三月薬品検査其他手數料は登記印紙（後に收入印紙と改稱せらる）を以て納むべき旨公布せられたり。

明治二十六年七月工業用酒精に混和すべき木精（メチールアルコホル）の検査出願あるときは試験の上其使用に適すべきものと認めたるときは特に規定の検査印紙を貼付しそが手數料を徵收することとなれり。尙木精（メチールアルコホル）の容器に貼付する検査印紙の形式規定せられたり。即ち次の如し。

衛生第二九九號ノ内

本年勅令第五十八號第八款ニ據リ工業用酒精ニ混和スヘキ木精印紙貼付之儀本日内務大臣ヨリ訓令相成候處右木精ハ該酒精混和用ニ適スヘキ程度トシ三試験所御協議ノ上一定ノ標準ヲ設ケ印紙貼付相成候様御取計有之度此段申及候也

明治二十六年七月十日

東京衛生試験所長 中 湯 東 一 郎 殿

調第五〇一號

内務大臣伯爵 井 上 新 平 衛生局長 後 薩 新 平

明治二十六年七月十日

内務大臣伯爵 井 上 新 平 衛生局長 後 薩 新 平

明治二十六年七月十日

内務大臣伯爵 井 上 新 平 衛生局長 後 薩 新 平

青



大阪衛生試験所の新築移轉 明治三十一年十二月廳舍新築の議決し大阪市東區  
京橋三丁目に土地を購入し起工に着手し翌三十一年十月竣工移轉せり。  
薬品の封緘並薬品飲食物等の検査營業者取締令の公布 表記取締に關し明治三十一年三月内務省令第二號を以て次の如く公布せられたり。

薬品ノ封緘ニ印紙ヲ貼付スルモノハ明治二十年六月内務省告示第二號衛生試験所検査印紙ト同色若シクハ之ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ用ヒ封緘ヲナスコトヲ得ス

薬品其他ノ飲食物等ノ検査ヲ以テ營業トナスモノハ其検査所ノ名稱又ハ名稱ノ附記ニ衛生試験所又ハ同音ノ文字ヲ使用シタルモノハ本令施行前其検査所ノ名稱又ハ名稱ノ附記ニ衛生試験所又ハ同音ノ文字ヲ使用シタルモノハ本令施行ノ日ヨリ改稱スヘシ

本令ニ違背シタルモノハ十四以内ノ罰金ニ處ス

本令ハ明治三十六年六月一日ヨリ施行ス

輸入薬品の調査 國をあげて歐米舶來品尊重の熱意高く今にして策を講ぜざれば國內工業の發達は望むべからず其對策を講せんが爲め政府は先に各官署使用の輸入品調査を開始したり。

乾第一八五九號

内地工業ノ保護及達ノ政策ヲ講スル爲メ之カ参考トシテ帝國政府購入外國品ノ數量及價額ヲ調査スルノ必要有之候ニ付テハ貿易品ニシテ外國ヨリ直輸入ニ係ルモノト内地商人ノ手ヲ經ルモノトヲ問ハス苟クモ外國品ニ關スルモノハ其數量及價額ニ就テ三十年ヨリ三十二年ニ至ル三ヶ年對照表御調製ノ上御回付相成度尤モ精確ナル計數ヲ揭示シ難キ場合ニハ概數ニテ差支無之候此段及御照合候也

明治三十三年九月二十日

内務總務長官 小 松 原 英 太 郎 殿

大藏總務長官 男爵 田 尻 稲 次 郎

右調査依頼に對する東京衛生試験所の答申は次表の如し。即ち薬品其他諸品に於て約一千圓阿片に至りては約九千圓を毎年輸入し居れり。

品名	三十年度	三十一年度	三十二年度
	價額	價額	價額
金屬製諸器械類	一九四四四三〇	三八七四五七〇	三八九四四〇〇
器皿樂器類	三四四三七〇	五四六八〇	五四七〇〇
新雜誌書品	一三五四六〇五	一四五五〇	五四七〇〇
外阿片	二〇〇四四九六	一六一四〇四五	一〇一四五六
新雜誌書品	九四四九二一	一〇三四五二五	三三八四一八〇
新雜誌書品	七八四九四〇	一一七四九五五	一二三四三〇五
新雜誌書品	一四四六七五	四八四四六	八二四八五
新雜誌書品	九七〇四四五七	八九八四八七一	一一八八四三一
新雜誌書品	七三五〇四五八〇	八七四四四六〇	八八一四四七二〇
計	一四四六七五	四八四四六	八二四八五
外阿片	七三五〇四五八〇	八七四四四六〇	八八一四四七二〇

外國特許名薬品の印紙貼付に付照合 外國に於て名稱の特許を得たる新薬に印紙貼付の儀に付疑惑を生じたるを以て三所長より内務大臣宛次の照合を發せり。

從來試験出題ノ新薬ノ内外國ニ於テ其名稱ノ特許ヲ得タルモノト同實異名ノモノニハ試験ノ結果ニ依リ何レモ便宜上普通ノ特許名ヲ記シタル印紙ヲ貼付致來  
候處(假令「ツツケリン」或ハ「シカーゼ」ニ對シテ「ツツカリン」又「ヘキサメチーレンテトラミン」ニ對シテ「ウロトロビン」ノ印紙ヲ貼付スルカ如  
シ)抑モ右等ノ特許名ハ其本國ニ於テ各其特許權享有者ニ非ラサレハ之ヲ使用スルコト能ハサルカ故我試験所ニ於テ之ヲ使用スルハ政府カ締盟國特權享有者  
ヲ保護スル旨意ニ相戾リ候様致候得共日獨通商航海條約及英國工業所有權保護同盟條約中ニ名稱ノ特許又ヘ保護ノ明文無之ニ付差支無之乎事外人ニ相關シ  
候義ニ付何分ノ御指揮相成候候也

明治三十四年十一月十五日

横濱衛生試験所長 島田耕一  
東京衛生試験所長 田原良輔  
大阪衛生試験所長 辻岡精輔

#### 内務大臣 究

右に對し衛生局長は左記の通り應答したり。

客年十一月十五日付第一七六號ヲ以テ外國ニ於テ名稱ノ特許ヲ得タル新薬ニ印紙貼付ノ儀ニ付上申相成候處右ハ左ノ通御心得相成可然依命此段及通牒候也

#### 左記

一、外國人力外國ニ於テ發明ノ特許ヲ受ケ居ル場合ニ於テモ同一發明ニ付本邦特許局ニ於テ特許ヲ受クルニアラサンハ本邦内ニ於テ特許權ヲ以テ他人ニ對抗  
スルコトヲ得ス  
二、現行特許法ニ於テハ勿論商標法ニ於テハ商標上シテ使用セラル、場合ノ外名稱ハ保護セラル、コトナシ而シテ商標トシテ登録ヲ受ケタル名稱上官廳等ニ  
於テ商標トシテ之ヲ使用セサル限りハ商標主ノ權利ヲ害スルモノニアラス 以上

明治三十五年四月二十四日

横濱衛生試験所長 島田耕一殿

試験手數料に關する規定の改正 明治三十四年六月及七月試験手數料に關する規定を公布せられ從來の手數料に關する規定は總て之を廢止  
された。即ち次の如し。

衛生試験所手數料ニ關スル規定 (明治三十四年六月内務省令第十七號)

第一條 衛生試験所ニ薬品其ノ他衛生上關係アル物品ノ試験ヲ依頼スル者ハ左ノ手數料ヲ納付スヘシ

一、薬品ノ藥用適否試験ハ金壹圓 但シ検査印紙ヲ貼付スルモノハ其ノ容器又ハ被包一箇ニ付別ニ金二錢

検査印紙貼換及印紙付薬品小分ハ金二十五錢及印紙ヲ貼付スヘキ容器又ハ被包一箇ニ付別ニ金二錢

衛生試験所手數料ニ關スル規定 (明治二十四年七月内務省令第十號)

第一條 衛生試験所ニ薬品其ノ他衛生上關係アル物品ノ試験ヲ依頼スル者ハ左ノ手數料ヲ納付スヘシ

一、薬品ノ藥用適否試験ハ金壹圓

但シ衛生試験所ノ検査印紙ヲ貼付スルモノハ別ニ一箇ニ付金壹錢

二、水及鹽水ノ定性分析ハ金五圓定量分析ハ金拾錢

但シ水ノ全硬度、永久硬度ノ検定ハ各金五拾錢

四、乳汁ノ定量分析ハ金貳圓五拾錢簡易脂肪検定ハ金五拾錢  
五、牛脂、煉乳、乳汁、船共ノ其他乳製品ノ定量分析ハ金四圓

六、酒精ノ定量分析ハ金五四圓

七、焼酎、ブランデー類及酢ノ定量分析ハ金參圓

八、内類及内羹汁ノ定量分析ハ金參圓

九、内百弗頓、其ノ他肉製品ノ定量分析ハ金五四圓

十、穀豆、蔬菜、果實、麵粉、素麵、茶、咖啡、菓子、調製舖類ノ定量分析ハ金五四圓

十一、砂糖、蜜、水飴類ノ定量分析ハ金參圓

十二、醬油、味噌類及食鹽ノ定量分析ハ金七圓

十三、醸詰類ノ定量分析ハ其ノ原料ノ手數料ニ準ス

但シ貯藏ノ耐否試験ハ金貳圓

十四、衣服類ノ鐵錫検定ハ金五拾錢其ノ概量検定ハ金貳圓

十五、著色料、化粧品、飲食物、飲食物用器具等ニ其ノ原料又ハ鐵布鐵石ノ合金ニ就キ衛生上害否試験ハ金貳圓

十六、石鹼ノ定量分析ハ金五四圓

十七、尿ノ糖分及蛋白質ノ有無試験ハ各金五拾錢

十八、石油ノ引火點検定ハ金五拾錢

十九、裁判關係諸品ノ試験ハ一種ニ付金壹圓以上金貳拾圓以下

二十、第一號乃至第十八號ノ物品其ノ他大氣及瓦斯類、製造品又ハ天產物ノ含有成分中ノ一成分又ハ一成分以上ヲ指定シ之カ試験ヲ依頼スルモノハ定性分析ニ在リテハ一成分ニ付金壹圓一成分以上一成分ヲ増ス每ニ金五拾錢定量分析ニ在リテハ一成分ニ付金貳圓一成分以上一成分ヲ増ス每ニ金壹圓

但シ比重燃點沸騰點ノ検定又ハ水分、越庭斯分、灰分ノ定量ハ各金五拾錢

第二條 前條ノ物品ニ關シ特殊ノ試験ヲ依頼スルモノ又ハ前條記載以外ノ物品ノ試験手數料ハ其ノ試験ノ難易及之ニ要スル時日ヲ長短ニ從ヒ前條手數料ノ割合ニ準シ衛生試験所長之ヲ定ム

第三條 時日ヲ限リ試験ヲ依頼スル者アルトキハ衛生試験所長ハ所務ノ都合ニ依リ之ニ應スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ普通手數料ノ五倍以内ヲ徵收スメモノトス

第四條 報告書ノ體本ヲ請求スル者ハ一葉ニ付手數料金拾錢其ノ譯譯文ヲ請求スル者ハ衛生試験所長ノ定ムル所ニ依リ一通ニ付手數料金五拾錢乃至金五圓ヲ納付スヘシ

第五條 試験依頼人ノ請求ニ應シ衛生試験所員試験ノ爲出張スルトキハ依頼人ハ官職相當ノ旅費及試験器具ノ運搬費ヲ負擔スヘシ

#### 附則

第六條 本令ハ明治三十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 明治十七年十月内務省告示中第二十七號明治二十四年十月内務省令第十號及明治二十六年十月内務省令第十二號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス  
衛生試験所検査印紙種類改正ノ件（明治三十九年六月内務省告示第六十號）

明治二十年六月内務省告示第二號衛生試験所印紙種類左ノ通改メ來ル七月一日ヨリ之ヲ使用ス

#### 印紙種類

第一號	輪	席	縱六寸五分	橫一寸五分
第二號	輪	席	縱四寸九分五厘	橫一寸二分
第三號	輪	席	縱三寸三分五厘	橫九分
第四號	輪	席	縱二寸五分	橫八分
第五號	輪	席	縱一寸五分	橫五分五厘

増員に關する上申書 明治三十五年四月東京、大阪及横濱の三所長連名にて増員の件に就き内務大臣宛次の上申書を提出せり。

蓋シ明治二十年五月衛生試験所ノ官制ヲ制定セラル、ヤ規模尙ホ小ニシテ事務亦簡ナリ爾來世運ノ進歩ハ滔々トシテ止マヌ殊ニ衛生事業ノ發達ニ伴フテ本所ノ事務ハ漸々増迫シ其間事務ノ狀況ニ應シ官制中改正ヲ加ヘラル、コト數度ナルモ事務ノ增迫ハ近來ニ至リ著シク繁劇ヲ加ヘ現在當所ノ定員ハ未タ以テ事務ノ狀勢ニ應スルニ足ラス加之將來ノ增迫ハ必然ノ結果ニシテ現在定員ノ儘ニテハ事務ノ施行上ニ於テ到底澁滞ナキヲ得ズ殊ニ檢明部ニ於テハ一昨三十三年二月法律第十五號ヲ以テ飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律ヲ發布セラレテ以來引抜キ内務省令ヲ以テ牛乳營業取締規則、有毒性着色料規則其他薄涼飲料水取締規則、冰雪取締規則飲食用器具取締規則等ヲ發布セラソタルニヨリ當業者ノ出頭非常ニ増加シ又藥劑部ニ於テハ世上厚造藥品ノ物議喧シク延テ藥品試験ノ出頭ヲ增加シ其他臺灣總督府ノ如キハ昨年一月以來總テ藥品ハ官立衛生試験所ノ検査濟ニアラサレハ使用ヲ許サ、ルコト、ナリタル等總テ是レ試験出頭增加ノ原因トナリ本所ノ事務愈々益々繁劇ヲ加フルニ至レリ抑々衛生試験所ノ職責タルヤ獨リ此等出頭試験ノ依頼ニ應スルニ止マラス迫ンテ諸般衛生法令ノ根據タル物件調査ノ術ニ當ラサルヘカラス即チ飲食物及其他ノ物品取締法、日本藥局方等ノ如キ皆其根據ヲ衛生試験所ノ調査ニ仰ガサルハナシ加フルニ前段陳述セル如キ事務益々增加ノ狀勢ヲ以テ此狀勢ニ應シ此ノ職責ヲ完フセンニハ此ノ事ニ從フ職員ヲ増加スル外無之以上ノ理由ヲ以テ本年度ハ少クトモ各所更ニ

技師一名技手三名書記一名拂員相成度此段上申候也

明治三十五年四月廿九日

内務大臣 究

横濱衛生試験所長  
東京衛生試験所長  
大阪衛生試験所長

東京衛生試験所に薬品小分場新設 明治三十六年薬品小分場新設の爲め在來本館庭園の中央に在りたる書籍室西洋造平屋建六坪壹棟を取扱  
其跡に千八百八十圓を以て建坪五七坪(附屬廊下共)薬品小分場を新設し書籍室は本館北隅試験室に移轉したり。

東京衛生試験所に調査部新設 明治三十七年六月衛生試験所事務分課改正せられ衛生上利害及其試験方法等調査の件を追加せられ東京衛生  
試験所に調査部を新設せられたり。其の内務省訓令次の如し。

訓第四四一號

衛生試験所事務分課左ノ通改正メ  
右訓令メ

明治三十七年六月二十二日

内務大臣 子爵芳川顯正

東京衛生試験所

衛生試験所事務分課  
検明部

一、官廳公署又ハ私人ノ依頼ニ應シ薬品ノ精粗良質及其ノ醫藥用適否ヲ試験スル事

一、警察及裁判醫事ノ化學試験ヲ行フ事

薬劑部

一、官廳公署又ハ私人ノ依頼ニ應シ薬品ノ精粗良質及其ノ醫藥用適否ヲ試験スル事

一、官廳公署又ハ私人ノ依頼ニ應シ薬品ノ性質並試験方法ヲ調査スル事

一、阿片法第二條第二項ニ依リ阿片ヲ試験スル事

調査部

一、檢明部第一項ニ掲タル物料ノ衛生上利害ヲ調査スル事

一、薬品ヲ試験シ及薬品ノ性質並試験方法ヲ調査スル事

一、衛生試験方法ヲ調査スル事

一、病原ヲ検索スル事

東京衛生試験所薬劑部ニ於テヘ阿片法第三條第一項ニ依ル阿片ノ試験及調製ヲ管掌ス

大阪及横濱衛生試験所ニヘ調査部ヲ置カス必要アル場合ニ於テヘ調査部主管ニ屬スル事項ニシテ薬品ニ關スルモノハ薬劑部ニ於テ其ノ他ハ檢明部ニ於テ之

ヲ施行ス

検査印紙の改正 封緘用検査印紙は爾來數回の改正を経たるも尙ほ不備の點を認め大形印紙新に制定せられ封緘に際しゴム割印を施して印  
紙剥取を豫防することとせり。即ち次の如し。

薬品ノ封緘ニ印紙ヲ貼付スル場合其容器ノ大ナルモノハ現行(明治二十年六月内務省告示第二號)大形ノ印紙ヲ以テ完全ニ封緘ヲ施シ難キニヨリ從來止ムヲ  
得ス白紙ヲ縫キ合セ右縫口ニ剖印ヲ捺シ貼付致來候處斯くてハ單ニ不體裁ナルノミナラス妙ナカラサル手數ヲ要シ候ニ付左ノ寸法ノ通り更ニ最大形印紙制定  
候様御詮議相煩度此段及上申候也

明治三十九年二月十九日

大阪衛生試験所長  
横濱衛生試験所長  
東京衛生試験所長

同前(印紙最大形制定上申書)衛生局長經由案

薬品ノ封緘ニ貼付スル最大形印紙制定方ニ付別紙上申書及御詮議送達方可然御取計机成度此段申送候也

大阪衛生試験所長  
横濱衛生試験所長  
東京衛生試験所長

衛生局長

前記最大形印紙制定に關する上申は同年六月聽許せられ内務省告示第六號を以て告示されたり。

瓶口ニ白紙ヲ巻キ印刷用インキヲ以テ捺印ヲ施ス件

薬品検査印紙ヲ貼付スルニ現今使用スル細波ハ種々考案ヲ經タルモノナルモ或方法ヲ用フルニ於テハ現状ノ儘印紙ヲ剥キ取ラル、ノ處ナシトセス從テ高價ナル薬品ハ試験所ノ封緘シタル印紙ヲ剥キ取リ他ノ擬似品ヲ混入セラル、コトナキヲ保シ難シ斯クテハ試験所ノ信用ヲ害スルノミナラス需用者ニ危険ヲ及ボスコト妙ナカラサルヲ以テ壠壠類ヘ其頸部ニ横ニ白紙ヲ基狀ニ巻キ其上ニ印紙ヲ貼付シ白紙ト印紙ニ掛け割印ヲ押捺シ頸部細クシテ「印紙密接スルモノハ横紙ヲ貼付セス印紙ト印紙ノ合口ニ割印ヲ施セリ」箱、罐等ハ適宜ノ封所ニ同様印紙ノ割印ヲ施シ而シテ割印ニ用フルニ護謨印用インキ」ヲ以テシ若シ温泉ニ浸ストキハ印紙散落シテ印紙ヲ汚染スルニ至ルカ故ニ此方法ニ由リ庶クハ印紙剥取ノ奸手段ヲ防退シ得ヘシト思料シ數度實驗ノ未豫想ノ好結果ヲ得タルヲ以テ本月二十四日ヨリ實行度候間別紙印章御添此段及御通知候也

明治三十九年四月二十八日

衛生局長般

東京衛生試験所廳舍修築に關する上申書 東京衛生試験所は開設以來既に二十九年を過し事務日に繁多を加へ從來の規模にては狹隘を告ぐるに至りたるを以て次の如き廳舍増築を具申せり。

廳舍修築ニ付具申按

當衛生試験所ハ明治十年ノ營造ニ係リ効率後已ニ二十九年其用材大半朽敗セルヲ以テ年々多額ノ費用ヲ投シ部分修繕ヲ爲スト雖モ到底耐久ノ見込之ナク畢竟スルニ一時姑息ノ彌縫ニ過キシテ經濟上甚ダシキ不得策ナリト云ハサルヘカラス加之三十五年中薬品小分場ヲ新築シタルニ爾後薬品小分ノ數著シク增加シ現ニ本年ノ如キ六月末日ノ前年比較ニ於テ薬品試験小分貼替ノ總個數九萬七千四百十八ヲ增加シタル事實ニシテ從テ小分場ノ狭隘ヲ告クト共ニ薬品置場亦狭隘トナリ止ムヲ得ス場外ニ積置クト始ト常例ト相成居ル狀態ニシテ取締上不都合タルヲ免レス

以上ノ事由ニヨリ工事ノ念ハ時日ヲ緩ウスヘカラサル勿論ノ義ニ候得共時局ニ顧レハ現下ノ軍國多事ノ場合敢テ在意ヲ煩ヘスハ大ニ憚ル所アリ可及的國帑ノ支出ヲ減シテ賛功セシムル方法ヲ講究シタルニ當所敷地内市區改正ノ爲メ道路ニ充ツヘキ部分有之右工事ノ結果敷地南北ニ横斷セラル、故ニ道路及其南側ノ地面凡一千四百坪餘ハ早晩賣却セサルヘカラサルモノニ有之候ニ付該賣得金ヲ以テ填補スルトキハ殘額僅カニ金五千九百餘圓ヲ仰キテ完成スルヲ得ヘク而シテ設計ノ要領ハ從來ノ試験室其他ヲ薬品小分場及薬品置場ニ改修シ三階煉瓦家（参考室）ヲ改修シテ試験室トナシ所長室事務室應接室及印紙貼付室ノ四室ヲ新築シ參考室ヲ西洋形ニ附造木製トナシ構内北隅ニ新築致度候條特別ノ御詮議ヲ以テ御認可相成度別紙概算書相添此段及具申候也

薬品小分官警開始と事務分課の改正 従來薬品の小分は依頼人の手に一任し衛生試験所は依頼人の差出したる薬品の検査を施行し只其適否

を定め之を依頼人に通告し依頼人に於て其薬品の小分を必要とするときは試験所員監督のもとに各自其女工等をして所内に於て小分を爲し其小分薬品に付試験所は印紙を貼付するの制を取り來たりたるも發賣後種々の不都合あり薬品の小分作業も依頼人の手に委ねべからざるを識り明治四十一年六月一日より之を官營に改めたり。依て官制及省令の改正に伴ひて事務分課規程の改正あり從來の庶務課を庶務部となし又傭人增加の必要起り之が名稱を定められ給料及被服給與規則等を定められたり。又五章四十七條より成る依頼薬品處分規定及二十條より成る薬品試験其他依頼者心得を改定施行する等現在衛生試験所に於ける小分規定全く此の時に成れり。

官制中改正（明治四十一年四月七日勅令第七六號）

衛生試験所官制中左ノ項改正ス

第六條中「二十九人」ヲ「三十三人」ニ改ム

第七條中「六人」ヲ「九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務省令（明治四十一年五月二十日省令第九號）

第一條

一、薬品ノ薬用適否試験ハ金収四、但シ検査印紙ヲ貼付スルモノハ其容器又ハ被包一箇ニ付別ニ金貳錢

検査印紙貼換及印紙付薬品小分ハ金貳拾五錢及印紙ヲ貼付スヘキ容器又ハ被包一箇ニ付別ニ金貳錢

第三條 試験其他ノ急速施行ヲ依頼スル者アルトキハ衛生試験所長ハ所務ノ都合ニ依リ之ニ應スルコトアルヘシ此ノ場合ニハ左ノ範圍内ニ於テ衛生試験所長

ノ定ムル手數料ヲ納付スヘシ

一、試験ノ急速施行ハ普通手數料ノ五倍以内但シ此場合ニ於テハ検査印紙貼付ヲモ試験ニ伴ヒ急速施行スルモノトス

二、検査印紙貼付ノミノ急速施行又ハ検査印紙貼換印紙付薬品小分ノ急速施行ハ金収四以内

前項ノ場合ニ於テ検査印紙貼付スヘ第一條ノ規定ニ從ヒ別ニ料金ヲ納付スヘシ

本令ハ明治四十一年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

内務省訓令第四八八號

衛生試験所事務分課左ノ通改正ス

右訓令ス

明治四十二年五月拾壹日

内務大臣 原

敬

衛生試験所事務分課

検明部

- 一、官廳公署又ハ私人ノ依頼ニ係ル薬品ノ精粗真質及共ノ醫藥用適否ノ試験ニ關スル事項
- 一、醫藥及裁判醫事ノ化學的試験ニ關スル事項

藥劑部

- 一、官廳公署又ハ私人ノ依頼ニ係ル大氣、用水、土壤、衣服料、飲食物、鑄泉其他衛生上ニ關係アル物料ノ試験ニ關スル事項

阿片法第二條第二項ニ依リ阿片ノ試験ニ關スル事項

調査部

- 一、檢明部第一項ニ掲タル物料ノ衛生上利害ノ調査ニ關スル事項
- 一、藥品ノ試験及藥品ノ性質並試験方法ノ調査ニ關スル事項
- 一、衛生試験方法ノ調査ニ關スル事項
- 一、病原ノ検索ニ關スル事項

庶務部

- 一、試験依頼品ノ受渡及藥品検査印紙貼附ニ關スル事項

一、用度會計其他各部ニ屬セサル事項

東京衛生試験所藥劑部ニ於テハ阿片法第三條第一項ニ依ル阿片ノ試験及調製ヲ管掌ス

大阪及橫濱衛生試験所ニハ調査部ヲ置カス必要アル場合ニ於テハ調査部主管ニ屬スル事項ニシテ藥品ニ關スルモノハ藥劑部ニ於テ其ノ他ハ檢明部ニ於テ之ヲ施行ス

衛生試験委報續刊　衛生試験委報は明治十九年五月第一號を發刊し逐次刊行中の所經費の都合により一十八年四月第九號を以て中絶の止む

なきに至りたり。然るに左記裏申の如く其の經費につき特別の考慮を拂ひ刊行を繼續するに至り明治四十二年第十號を續刊し爾來例年衛生上の諸問題、製藥及藥用植物等の研究業績又は檢明部に於て施行せる飲食物日用品及鑄泉等の試験成績を收錄刊行し廣く關係官公署に配布し昭和十一年度に於ては第四九號を刊行するに至れり。

衛生試験委報刊行ニ付認可裏申ノ件

衛生試験所ニ於テ試験シタル飲食物其他ノ試験成績ヲ公表スルハ公衆衛生ノ發達ニ資スル所少カラス義ニ之ヲ衛生試験委報ト題シ刊行シタルコトアルモ經費ノ都合ニヨリ明治二十八年四月第九號發行以來中絶相成居候ニ付今般續刊行ノ目的ヲ以テ原稿調査耽擱候處千圓以上ノ印刷費ヲ要シ到底既定豫算ノ範圍内ニ於テ刊行就致候ニ付本原稿ヲ東京市日本橋區通三丁目十四、十五番地丸善株式會社專務取締役小柳津要人ニ下附シ刊行セシメ廣く販賣爲致度右原稿下附ノ儀御認可相成度此段裏申申候也

明治四十二年三月二日

所長代理

内務大臣宛

追ナ刊行ノ上ハ千部以内ヲ凡ソ金五百圓ヲ以テ買上衛生當局ノ向ヘ無代配付致度且此刊行物ハ如上ノ性質ナルヲ以テ消耗品トシテ取扱度併テ相何候也

内務省試甲第六號

東京衛生試験所

本年三月二日验第六八號裏申衛生試験委報原稿ヲ丸善株式會社專務取締役小柳津要人へ下付ノ件認可ス

明治四十二年三月三日

内務大臣 法學博士 男爵 平田 東助

東京衛生試験所本館新築　大藏省臨時建築部に於て管掌せる東京衛生試験所の煉瓦造本館の建築は明治四十年十一月起工四十二年三月落成を告げたり。此建坪四百十五坪にして内二階二百六坪八七五、全費用八萬四千五百十九圓餘なり更に此建築物の内部裝飾其他諸種の設備費として七千五百圓の下附を得て之が設備をなし五月九日之に移轉したり。

本館建築に伴ひ舊建築物の處分模様替へ等の工事を施行し舊物價移築模様替は煉瓦造の本館を建築する爲め取崩し該建築中臨時建築部技手等の出張詰所に充用したるものと更に官舍に模様替へを爲したり。又日本館の内所長室は倉庫係工手監督詰所に事務室印紙貼付室、同乾燥

室、及工手更衣所は倉庫係の工場に調査部は倉庫係薬品置場に検明部は廊下より荷造場に至る廣間に、天秤室は小分係工手監督室に、薬剤部

は小分場に改修せられ薬業品小分場は約二分の一を瓶洗場及瓶乾燥場に其他は工手更衣所に改造せられ舊物置は官舎に改造せられたり。

右諸工事は明治四十三年三月四日竣成を告げ官舎には庶務部長小分監督技手及會計主任を夫々住居せしめたり。

前記新館建築及修繕工事完成したるを以て同年三月二十六日をトし内務省大臣以下各高等官、同衛生局屬及雇員、官房秘書課、同會計課屬  
雇員、大藏省主計局同臨時建築部長以下工事に關係ある諸員、會計檢査院官吏にして本所に關係ある者警視總監及同廳技師、技手、傳染病研  
究所長及同所更員一同東京市水道課吏員にして工事に關係したる者一名、法制局長官及判任官以上、内外新聞記者、重なる開業醫及官私立病  
院長、東京市立衛生試驗所長、藥品輸入商組合員一同、中央衛生會員、日本藥局方調查會員藥劑師會員等凡そ八百餘人に招待狀を發し參觀に  
供したり。續して同二十七日には別に案内狀を發せざるも觀覽券を供して所長以下所員の家族並びに舊所員等六百名に參觀を許したり。

ドレスデン萬國衛生博覽會出品 明治四十四年ドレスデン市に於て開催の萬國衛生博覽會に食料品並調理法等出品應運ありたるに付技師  
石津利作を派遣し其出品は種々考慮の結果大豆食料品こそ眞に日本食料品中代表的にして全世界に誇るに足るものとの結論を得たり。即其  
調理法は實に科學的にして他の食料品を廻し其榮養價に至りては食料品中の首位をしめ又其價格に於ては最低廉にしてよく庶衆に行き渉る等  
本邦の代表的食品として最優の條件を具備するを以つてなり。

故に大豆食料品中味噌類（赤味噌、白味噌）醬油類（醬油、溜醤油）、豆腐類（豆腐、凍豆腐、豆腐皮「ゆば」、油揚、生揚）、納豆類（納豆、  
濱納豆）を送付し日本館に於て種々調理し衆覽に供せり。

果せるかな此の大豆食料品は歐洲各國人を驚嘆せしめ獨乙國は早速總領事館を通じ衛生局に大豆食料品の製造法教示を願出づる等日本の面  
目躍如たるものあり。大正二年には出品に對し調查並力されたる田原所長に對し普羅西國皇室附王冠第一等勳章又高橋石津兩技師に對し名譽  
賞狀の贈與ありたり。

毒物河豚毒素調査費として經常費中に五千圓増額 明治十八年以來田原所長は河豚毒素に就き孜々として研究の結果其純品の抽出に成功し  
之をアトロドキシンと命名して學界に發表し更に明治四十三年自耳義國開催萬國食育衛生會議に本邦代表委員として列席して之を報告し次  
で同四十五年以來毒物調査費として五千圓増額せられ遂に廣く治療上に應用し得るに至らしめたり。田原博士の本研究は學術上並に人生上甚  
大の貢献あるものと認められ大正十一年帝國學士院より桂公爵記念賞を授與せられたり。

鑽泉試驗依頼者心得書の改正 大正元年十月鑽泉試驗依頼者心得書改正せられたり現行のもの之れなり。

横濱衛生試驗所の廢止 明治八、九年頃洋藥の輸入は主として長崎及横濱の兩港を經由せるものにして其検査取締の必要上明治九年横濱及  
長崎に司藥場を開設せられたることは既述の如し。其後長崎港より輸入せらるゝ藥品は漸次減少し外人貿易商は殆ど全部横濱に居を構へ好ん  
で當時の横濱司藥場教師ゲーリツの試驗判決を仰げり。爲めに明治十四年長崎司藥場は廢止せらるゝに至れり。然るに時世の變遷に伴ひて橫  
濱衛生試驗所に於ける依頼試驗件數も亦漸次減退するに至りたるを以て大正二年六月十三日終に之を廢止せらるゝに至り土地、建物其他の物  
品は全部東京衛生試驗所に移管せられたり。

内務省訓第三四九號

横濱衛生試驗所

其所本日限廢止セラレ候ニ付テハ土地建物其他凡テノ物品ハ東京衛生試驗所へ引継ク可シ  
右訓令ス

大正二年六月十三日

内務大臣 原

敬

依頼藥品代願人設置 大正二年横濱衛生試驗所廢止せられたる爲め横濱に於ける輸入商は其輸入藥品の試驗を東京衛生試驗所に依頼するこ  
ととなりたり。然るに各自社員を東京迄其都度派遣するの不便は一方ならず是等輸入商は協同にて代理人を定め東京衛生試驗所内の一隅を借  
り受け事務を取らしめんと計り連署を以て願出て許可を得たり。其願書次の如し而して此の便方は輸入商の便益頗る大にして輸入商の大部分  
東京に移轉したる後も繼續し後東京藥種貿易商同業組合の代理人として現在に至るまで依頼藥品の代願其他の事務に從事し居れり。

以書面候我等商會輸入藥品其他試驗頼出之儀ニ付送附ノ所其都度各自ノ社員出張モ難致ク甚ダ不便ヲ感シ候ニ付代理トシテ其輸作次ナル者ヲ日々爲致出  
張試驗頼品受渡等ノ事務ヲ取扱爲致庶候ニ付併テ御所内ノ一隅ヲ并借仕度御許容被成下度此段連署ヲ以テ相頼候也

大正二年九月十二日

横濱市山下町五十四番地

横濱市山下町一九九番地

合資會社ニムラスペ商會

横濱市山下町一九四番地

オットライメルス會社

横濱市山下町一八八番地

カールローデ商會

横濱市山下町一七八番地

フレードリッセ・バイエル合名會社

横濱市山下町一九九番地

オットライメルス會社

横濱市山下町二一一番地

ハーベルベル・ウンド・トーマス

横濱市山下町二一三番地

合資會社ピーベル

東京衛生試驗所御中

右に對しては次の通許可ありたり。

本年九月十二日附出願ノ代理人ラシテ薬品試験ノ出願受渡事務ヲ取扱ハシムルノ件許可ス  
但本項事務取扱ニ要スル事務室ハ當所ヨリ指定スヘシ

大正二年十月一日

東京衛生試驗所

大阪衛生試驗所の増修築 大正二年三月大阪衛生試驗所に於ては検明部新館、煉瓦造二階建倉庫、煉瓦造二階建及上家新築し又四月薬品製煉室及小分場を洋館木造二階建作業場に改築續いて煉瓦造薬品小分用硝子瓶乾燥場を新設したり。

本邦鑑泉中ラヂウムエマナチオン含量の調査開始 鑑泉中ラヂウムエマナチオンの存在は鑑泉の治療の一因子たることは學理上並實驗上既に明瞭なる處なるも當時本邦鑑泉の放射能に關する調査を經たるもの極めて僅少に過ぎず故に之が調査を遂ぐるは國民の衛生上の要務なるを認め東京及大阪衛生試驗所に於ては大正二年以來石津、衣笠技師等を實地に臨檢せしめ全國著名の鑑泉中ラヂウムエマナチオン含量を調査せ

しめたるに鳥取縣三朝温泉、山梨縣増富鑑泉（冷泉）及岐阜縣惠那鑑泉（冷泉）の如き實に世界的屈指の放射性泉たることを發見するに至れり。而して其調査せる一道三府三十一縣下百九十餘の鑑泉場に亘り温泉に在りては四マツヘ以上冷泉に在りては十マツヘ以上のラヂウムエマナチオンを含有するものは之を大正五年九月九日の官報に掲載せり。

薬品製造試驗部の新設 大正三年七月東歐の一角に突如として起りたる一事變は歐洲全土を戰亂の巻と化し續いてアメリカ合衆國の參加我國の宣戰布告等終に全世界をして渦中に巻き込み所謂世界大戰となりたり。而して此大戰は從來の戰爭と大いに異なり鐵血の慘に加ふるに經濟上の戰となり人類生活上の凡ての事象は皆悉く其の脅威を免がるゝ事能はざるに至れり。殊に我國の如く天然資源豊富ならず生活必需品の大部分を海外に仰ぎ其輸入に由て經濟を樹立する國の脅威は又一入大なるものあり。就中化學藥品は最も激甚なる影響を蒙れり。即ち從來我國に於て消費せらるゝ藥品の大部分は歐米諸國殊に獨乙の製品を主としたるを以て開戦の當初より國內藥品の缺乏は憂慮せられたる所果して藥品市場は上升の一途をたどり奔騰又奔騰遂に疾病治療上に支障を來たすべきを憂慮せざるべからざるに至れり。茲に於て内務省は同年八月廿七日戰時醫藥品取締令を發布し即日之を施行したり。

戰時醫藥品輸出取締（大正三年八月二十七日內務省令第一八號）

第一條 左ニ掲タルモノノ除クノ外戰時中藥品ヲ輸出セトスルモノハ其品名數量及輸出先ヲ具シ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ  
コード、コード製剤、コード化合物、樟脑、樟腦油、薄荷油、デアスター、醋酸、硫酸、血清類、肝油、胡麻油、精製ガーゼ、精製綿並人參、茯苓、黃連、大茴香、五倍子、其他ノ和漢藥、（日本藥局方所定ノ生藥ヲ除ク）

第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ三ヶ月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の省令に由れば許可を受ければ輸出を爲し得べき制なれ共發布後政府は滿鮮地方へ移出するもの、外容易に之が許可を與へず殆ど輸出禁止を實行し藥品缺乏の不安を除去せんと勉めたり。又一方積極的政策として同年十二月臨時藥業調查會を設立したり。

臨時藥業調查會委員氏名次の如し。

委員長（内務次官）下岡忠次

幹事 野田忠廣

委員 醫博三宅秀、醫博鈴木孝之助、醫博高橋三郎、工博高松豊吉、醫博宇野朗(以上民間學者側)、福原有信、鹽原文策、田邊五兵衛、

武田長兵衛、鹽野義三郎、日野九郎兵衛、友田嘉兵衛(以上實業家)、外務省通商局長坂田重次郎、大藏省主稅局長菅原通敬、農商務省商

工局長岡實、藥博近藤平三郎(陸軍省)、藥博長井長義、醫博林春雄、藥博丹波敬三、藥博丹羽藤吉郎、藥博朝比奈泰彦、工博井上仁吉

(以上大學)、衛生局長中川望、內務省參事官山田準次郎、內務技師野田忠廣、內務技師池口慶三、衛生試驗所技師田原良純、衛生試驗所

技師平山松治

又此歲十月東京、大阪兩衛生試驗所に臨時製藥部を設置し技術員十數人を嘱託として薬品製造法を調査研究せしめ其の調査の結果を公表せしめ當業者を指導獎勵し内地に於ける製藥事業の完成を圖ることとなり兩試驗所に夫々次の調査を命じたり。

東京衛生試驗所調査試驗藥品

第一 クレオソート、グアナコール、炭酸アヤコール

第二 石炭酸、クレゾール、サリチール酸、アスピリン

第三 鹽酸モルヒネ、磷酸コディン、鹽酸ヘロイン

第四 硫酸アトロピン

大阪衛生試驗所調査試驗藥品

第一 クロラール、クロ、フオルム、タンニン酸、ガロール

第二 柏根酸、サントニン、ガロール

第三 蒼鉛鹽類

第四 ブローム鹽類

於茲東京衛生試驗所に於ては構内東隅に木造二階建工場四棟を新築し大阪衛生試驗所に於ては大阪府西成郡豊崎町本庄三番地ノ一に工場を賃借し之が調査を開始したり實に製藥部は此時に胚胎したり。

臨時製藥部の事業は非常時局に際し最も緊急を要するを以て所員も眞に寢食を忘るゝ熱意を以て之に當り退廳時間も午後九時、十時に及ぶを常とせり。斯くして完成したる薬品は其製造試驗成績を官報に收載し製藥業者の指導にあたり其功績漸く現はるゝに至れり。就中東京衛

生試驗所に於て成功したるサリチル酸の製造は之を大規模に改め同所に於て製造し醫藥の需要を満たし更に進んで大藏省依頼に係る多量の清酒防腐用品を製造せり。

斯くして大正四年三月鹽酸モルヒネ製造試驗成績を筆頭として逐次官報にて發表せられたる成績は更に大正八年三月臨時製藥調查試驗成績と題し一卷を刊行せらるゝに至れり。

政府は薬品急需に應するため内國製藥株式會社、東洋製藥株式會社等の保護會社を助成して薬品の製造を急がしめ又一方陸軍衛生材料廠の在庫薬品の多量を民間に拂ひ下げたり。其主なる薬品名及數量次の如し。

アンチヘブリン	一一〇、四四〇ポンド	ヒドラスナス流動エキス	五二〇ポンド
抱水クロラール	一四〇ポンド	臭剤	一、一二〇〇ポンド
クレオソート	一、四〇〇ポンド	溴利強	一六、〇〇〇ポンド
サントニン	四九九ポンド	キナ皮	六、〇〇〇ポンド
甘草	一、七七四ポンド	ケレモル	一、二二〇〇ポンド
クロ、ホルム	三、〇〇〇ポンド	ベルーバルサム	四八〇ポンド
ドーフル散	三、〇〇〇ポンド	結膜樟脑	三二〇ポンド
次硝酸蓋粉	四、一二〇四ポンド	ワセリン	三〇〇ポンド

斯くの如く非常手段を講じたれ共薬品の暴騰は停止する所を知らず三年より四年、四年より五年と逐年上昇したり。

政府は大正五年陸軍衛生材料廠在庫品中の陳舊薬品を東京衛生試驗所に保管轉換し之を精製し主として官公立病院に拂ひ下げを行ひ治療上の急迫防止に力めたり。其主なる薬品名及數量をかゝれば次の如し。

(大正五年七月五日受入)	抱水クロラール	二二二、一八七五
蘆苦エキス	ベルーバルサム	二二八、九二五五
莫若エキス	阿片吐根散錠	六九五、五四四個
夢角エキス	阿片吐根散	一、四五八、六八〇五
薄荷油	止酒石	三、〇六六五

油脂エキス	六八、二〇〇瓦	亞硫酸	五、二一七瓦
硫酸カリウム	二四、七五〇瓦	同上	四九二、三七八・一瓦
硫酸亜鉛	一一、一六一、三九三瓦	サリチール酸錠	二九、七一二・五瓦
龍膽末	二四、四五〇瓦	醋酸カリウム	九九、〇八〇瓦
煅製硫酸カルチウム	一六六、〇五〇瓦	五四九、二九二個	五四九、二九二個
甘草	八九五、一五七瓦	一四八、九一三瓦	四八、九一三瓦
甘草錠	一一六、六六六個	一四九、五〇〇瓦	九九、〇八〇瓦
ヨードフォルム	一四九、五〇〇瓦	一一、四三一五	五四九、二九二瓦
タシニン酸	三五五、七八〇瓦	一、八〇〇瓦	九二二、六一〇瓦
大黃エキス	一、八〇〇瓦	一三、〇一五瓦	六、三〇〇、一六五瓦
粗製硫黃	二三、四〇〇瓦	三、六〇〇瓦	五、二三六瓦
ナラツバ脂	一三、〇一五瓦	赤色酸化汞	三〇、一五〇瓦
ヤラツバ根末	二四、一五〇瓦	硝酸ストリキニーネ	四一、四三三瓦
健胃散	一一、二五〇瓦	石松子	九二二、六一〇瓦
コロニンガ根末	一一〇九、六六二瓦	スルフォナール	二〇四、七五瓦
アセトアニリード	一一〇九、六六二瓦		

又政府は大正四年十月染料醫藥品製造獎勵法を發布し續いて六年九月に至りて工業所有權戰時法を發布し敵國の有する特許權等を消失せしめ製造者を保護し續いて同月暴利取締令を公布し其第一條第六項に薬品の一項を掲げて薬品市價上昇の抑遏に努めたり。

#### 染料醫藥品製造獎勵法

第一條 本法ニ於テ染料ト稱スルハ「アニリンソルト、アニリン染料、アリザリン染料及人造藍調ヒ醫藥品ト稱スルハ勅令ヲ以テ指定スル醫藥品ヲ謂フ  
第二條 帝國法律ニ由リ設立シタル株式會社ニシテ其資本ノ半額以上及議決權ノ過半數カ帝國臣民ニ屬スルモノ命令ノ定ムル所ニヨリ帝國ニ於テ染料又ハ醫藥品ノ製造染ヲ督ムトキハ本法施行日ヨリ十年ヲ限リ之ニ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第三條 补助金額ハ會社ノ配當シ得ヘキ利益ヲ毎營業年度ニ於テ其拂込株金額ニ對シ年百分ノ八ノ割合ニ達セシムヘキ金額トス

前項ノ利益及補助金額ノ算出ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 會社ハ主務大臣ノ認可ヲ經ルニアラサレハ利益ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 主務大臣ハ補助金ノ交付ヲ終ル迄ハ會社ノ業務ヲ監督シ之レカ爲メ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 主務大臣ハ會社カ法令若クハ補助金ニ付シタル條件ニ違反シ又ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ從ハサルトキハ之ニ對シ補助金ノ全部又ハ一部ヲ交付セサルコトヲ得

第七條 許狀ニ因リ會社カ補助金ヲ受ケタルトキハ其金額ヲ償還セシム前項ノ償還金ハ國稅済納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

第八條 染料又ハ醫藥品ノ製造ニ附隨シ勅令ヲ以テ指定スル石炭乾留副生物ト原料トシテ藥品又ハ香料ヲ製造スル場合ニ於テハ之ヲ染料又ハ醫藥品ノ製造ト看做ス

看做ス

第九條 勅令ヲ以テ指定スル火薬爆發物ノ原料藥品ノ製造ハ之ヲ染料又ハ醫藥品ノ製造ト看做ス

#### 附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(備考) 大正四年十月十四日右勅令は大正四年十月十五日より施行の發令ありたり

染料醫藥品製造獎勵法による製藥指定藥品名を掲ぐれば次の如し。

一、アセトアニリード、安息香酸、石炭酸、サリチール酸、アンチビリン、ブローム、抱水クロラール、クロ、フォルム、クレゾール、フォルマリン、グリセリン、グアナコール、苛性カリ、炭酸カリウム、クレオソート  
二、アルカリド  
三、前二項ノ醫藥品ノ化合物及誘導物

大正七年十一月さしもの大戰争も遂に終戦を見るに至れりために臨時製藥調查試驗制を廢し同年十二月醫藥品製造試驗部を設置されたり現在の製藥部は誕生したり。

臨時職員増置と其分配 大正七年十二月二十四日勅令第三九六號を以て衛生試驗所に藥品製造試驗部臨時職員を増員され次の如く配置されたり。

臨時職員増置（大正七年十二月二十四日勅令第三九六號）

醫藥品製造試験ニ關スル事務ニ從事セシムル為メ衛生試験所ニ臨時左ノ職員ヲ増置ス

技師専任七人

技手専任十七人

書記専任二人

附 則

本令ハ公布ノロヨリ之ヲ施行ス（十二月二十五日公布）

臨時増置の職員は同年十二月二十五日を以て東京衛生試験所に技師五人、技手十一人、書記一人、大阪衛生試験所に技師一人、技手六人、書記一人と分割配置されたり。

更に大正九年九月九日勅令第三六九號を以て衛生試験所臨時職員設置制を改め内務部内臨時職員設置制中に醫藥品製造試験に關する為衛生試験所に職員設置の一項を加へられたり。

内務省内臨時職員設置（大正九年九月九日勅令第三六九號）

第四條 醫藥品製造試験ニ關スル為衛生試験所ニ左ノ職員ヲ置ク

技師専任七人

技手専任十七人

書記専任二人

附 則

大正七年勅令第三九六號ハ之ヲ廢止ス

東京衛生試験所の増改築 東京衛生試験所に於ては明治四十二年完成の本館を除き他は全部木造建築物にして歲月の経過と共に其腐朽の爲めの營繕は多額の費用を要し且又危險薬品を多數取扱ふ爲め其火災の危険は甚だ憂慮すべき状態にして一日も速かに不燃性建築物に改造せざるべからざる必要に迫り大正五年より繼續事業として豫算を計上し其下附を得て本館の東に隣り庶務部、調査部本館煉瓦造二階建築に着手し續いて製藥部南館煉瓦造二階建築に着手し大正六年何れも完成したり。次に製藥部東館は大正七年竣成積いて大正八年に製藥部北館並

倉庫葡萄酒小分場完成、翌九年製藥部西館、大正十一年小使宿直室を殿りとして何れも現在の状態に竣成したり。又構内地所の内北側及東側は道路擴張の爲め東京市の買收する所となり其買收費を以て庶務部長官舍及煉瓦塀の建築を爲し大正十一年完成したり。

東京衛生試験所調査部擴張に依る増員 大正十年五月衛生試験所官制中改正せられ當所に技師一人技手四人及書記一人を増員し調査部を擴張せられたり。

官制改正に依る定員次の如し。

技師七人、技手十九人、書記五人

薬用植物栽培試験部及圃場の新設 薬業又は製藥原料として從來本邦に生産せらるゝ薬用植物専らすと雖も其の主要なるものに至りては平時之を海外よりの輸入に仰ぎたり。然るに這般歐洲戰亂に伴ふ供給不足の現況に鑑み將來に於ける其の自營自給に關し恒久的方策を樹つるは寛に緊要の事に屬す。即ち内外の有用植物を試植し之が學術的調査を遂げ其の適當と認むるものは順次種苗頒布培植の獎勵に努め又既成栽培事業として此處に必要な施設を營み、同十三年度に至り人員を増置して豫定の事業に着手し栽培試験並有効性分の究明に努力を致せり。

大震火災と東京衛生試験所 大正十二年九月一日午前十一時五十八分突如關東地方に襲來せる大地震は大火災を誘發し東京市の大半、横濱市の全部を灰燼と爲し關東地方一帯に亘り多數の人命及財貨を烏有に歸せしめながら現世の地獄を現出せり。幸にも東京衛生試験所は建築物の堅牢と所員一致獻身的努力により殆ど被害を蒙らざりしを以て其建築物及構内は直に擧げて之等多數の避難民の收容所として提供し他方全所員を動員して應急救護事業に其全力を傾到せり。

其主なる事業次の如し。

一、東京市近接町村に於ける水質検査

一、クロールカルキ及石炭酸の配給

一、東京市及近接町村に於ける販賣牛乳の検査

一、督視廳衛生部の依頼に係る同臨管内飲食食物の試験

一、東京衛生試験所内に臨時診療部の設置

一、薬品及衛生材料の配給

一、製藥工場の被害程度及震災後に於ける生産能力の調査

一、震災に依る薬品發火原因調査

毒物學的試験開始に伴ふ増員 昭和四年毒物學的試験に要する豫算通過し五月勅令第一〇七號を以て技師一人技手二人増員せられんとするにあたり突如濱口内閣の緊縮政策により人件費削除せられ爾來數年間増員實現に至らざりしも其必要缺くべからざる事は終に當局の認むる所となり昭和九年度より東京衛生試験所に技師一人技手一人の増員を見たり。

癲瘍防協會の委嘱に依る大風子油の製造開始 昭和四年四月、製藥部第一科に於て治癒藥大風子油に關する研究を開始せり。昭和五年十一月十日、長くも 皇太后陛下には特別の御恩召を以て廻救療の資として金拾萬圓の御下賜ありき。御旨を奉じて安達内務大臣及び辻澤子爵により昭和六年三月十八日を以て設立せられたる財團法人癲瘍防協會に於ては其事業の一として癲瘍治療藥殊に大風子油の研究を行はんとするに當り之を當所製藥部に依頼することに決し昭和六年十二月より當所構内に製油設備を施し年產日本藥局方大風子油五〇〇瓦入一四〇〇本の製造豫算を以て作業を開始せり。當時嘱託せられたる人員の氏名次の如し。

製造部 近藤龍、小林隆治、外に職工一名 底務部 藤田一郎

抑々大風子油其物は市販品として不自由なく購入し得らるゝ今日敢て其製造試験を行ふ所以は近時一部市販大風子油の癲瘍に對する効力に關

して兎角の批評あるに鑑み真正種子を原產地より取寄せ最適切なる操作によつて製出せる大風子油を臨床上に應用して其藥効の再認識する必要あるのみならず本油の原植物は日、英、米各國藥局方によつて其種類を異にする以上彼此其効力を比較するは當事者の最關心事たるを以てなり。而して大風子は醫務課長龜山孝一氏（當時事務官）の好意にて是松準一氏がシヤム國より輸入したるものを試験に供せり。

其後昭和九、十兩年度に亘り大風子油總脂肪酸のエチルエステル（四〇〇瓦）同ヨード添加エチルエス테ル、同プロム添加エチルエステル等の製造を行ひ十兩年度よりは大風子油丸を又十一年度よりは大風子油錠、大風子油總脂肪酸ソーダ錠、水溶性大風子油總脂肪酸溶液等の製造を開始したり。

而して以上諸種製品は官公私立病院、各府縣衛生課、各大學附屬病院、メキシコ國衛生局等に送付せり。

燐酸コデインの製造と日黒分工場の建設 昭和六年東京衛生試験所に於ては内務省の命により製藥部に於てモルヒネよりコデインの合成的製造を計畫し先づ沒收阿片及沒收モルヒネを原料として三〇〇瓦の燐酸コデイン製造に成功し製品を民間に賣下げ又七年度より新規豫算を要求し和泉町國舍内製藥部の一部に年產一三〇〇瓦の設備を爲し燐酸コデインの本格的製造を開始したり。

一方政府は麻藥取締上の見地よりして國內燐酸コデインの需要は専ら衛生試験所の製品を以て充當せんが爲め海外よりの輸入を禁止せり。燐酸コデインの需要は逐年増加し最初の豫定量にては不足を生ずるに至れるも現廳舍内の設備を以てしては到底は以上の製造に應じ難きを以て他に之が製造所を設立するの必要に迫られ昭和八、九、及十年度の三ヶ年繼續事業として市内日黒區中目黒二丁目三一〇番地の一に土地二千五百坪を購入し工場及其附屬建物、事務所、官舍三棟の建築に着手し同十一年三月竣工し同年七月より移轉に着手し九月より同場に於て製造を開始したり。

日黒分場完成前に於ける東京衛生試験所の製造能力は國內の全需要を充たすに足らざりしを以て内務省は三共株式會社及大日本製藥株式會社に對し昭和八年より同十一年に至る四ヶ年間其一部の製造を委託せり。

燐酸コデインの賣下げは當初指定入札に依る法を選び施行したるも諸種の不便を伴ひたるを以て別記の如く昭和八年六月内務省告示第一八三號燐酸コデイン賣下規程を以て一口の拂下高三〇瓦一瓦の價格四百圓と制定されたり。其後昭和九年十一月六日告示五七五號にて一瓦四百

一、十四となり更に同年十一月一日告示五六三號にて一口の拂下高一〇匁一匁の價格四五〇圓に變更せられ更に又同十一月四日告示一六二號にて一匁四六〇圓に改正せられたり。

#### 塗酸コデイン賣下規程（昭和八年六月二十二日告示第一八三號）

東京衛生試驗所ニ於ケル塗酸コデイン賣下規程左ノ通り定ム

#### 塗酸コデイン賣下規程

第一條 塗酸「コデイン」ノ賣下ヲ請求シタル者ハ其數量ヲ具シ東京衛生試驗所ニ請求スヘシ前項ノ數量ハ一人一回ニ付三十鐘以上トシ一鐘（一匁入）ノ賣下價格ハ金四百四十メ

第二條 塗酸コデインノ賣下ヲ請求シタル者ハ納入告示書ノ交付ヲ受ケ指定銀行ニ拂込み該領書ニ現品受領書ヲ添ヘ東京衛生試驗所ニ提出スヘシ

阿片アルカロイド鹽酸鹽製造開始 阿片總アルカロイドの鹽酸鹽は第六改正獨逸藥局方中に Opium concentratum として收載せられ F. Hoffmann La-Roche 會社よりバントボンなる名稱にて製造發賣せらる。本邦に於ても既に陸軍藥局方第四版に於ては鹽酸阿片鹽基として之を收錄し次いで昭和七年日本藥局方第五版改正に際し阿片アルカロイド鹽酸鹽なる名稱の下に之を收載せらるゝに至れり。

然るに本邦に於ては多年右 Roche 會社製品を輸入し其他本邦に於て製出せられたるものありと雖も其原料は専ら外國產阿片を使用し本邦產阿片は本品製造の原料に適せざるものと稱せられたり。於茲昭和五年八月以來内地產阿片を原料とする製造法に就きて研究し優秀なる製品を得たるを以て昭和七年度より内地產阿片を原料とする阿片アルカロイド鹽酸鹽の一一定數量を東京衛生試驗所に於て製造することとなれり（兩後輸入品の外は内地產阿片を原料として使用するに至れり）。

鹽酸エチルモルヒネ製造開始 本品は日本藥局方收載の薬品にして從來ヂオニンなる名稱を以て海外より輸入せられ其需要額漸次増加の傾向あるに鑑み之が試製の結果適品を製出し得るに至りたるを以て昭和十一年度より東京衛生試驗所に於て一定數量の製造を開始せり。

塗酸コデイン製造及藥用植物栽培試驗の擴張に伴ふ増員 昭和十一年八月二十五日勅令第二百七十九號を以て醫藥品製造試驗並藥用植物栽培の試驗及指導の爲めに技師四名、技手七名及書記三名増員せられたり。

衛生試驗所官制の改正 昭和十一年八月二十五日勅令第二百七十二號を以て衛生試驗所官制中左の如く改正せられたり。

第二條 衛生試驗所は内務大臣の管理に屬し左の事務を掌る

附則本令は公布の日より之を施行す

## 第四編 衛生試驗所と阿片關係事項

一、衛生上の試験 二、藥用植物栽培の指導 三、醫藥品の製造試験

第五條 第一項中「專任九人」を「專任八人」に改む

第六條 中「專任二十一人」を「專任十六人」に改む

第七條 中「專任五人」を「專任四人」に改む

附則本令は公布の日より之を施行す

明治維新以前の阿片取締 本邦の阿片政策は夙に刑典を設け嚴重なる取締主義を堅持したるものにして諸外國との條約にも亦必ず阿片輸入禁止を以て臨みたり。即ち安政四、五年徳川家定によりて蘭、露、英、葡、丁、伊、白等の諸國と締結せられたる通商條約文中にも必ず阿片輸入禁止の條項を規定したり。即ち左の如し。

一、日本和蘭兩國全權追加條約（安政四年丁巳八月二十九日於長崎調印）

第十四條阿片ハ日本國禁ニ付日本人ハ一切相渡間敷事

二、日本和蘭修交通商航海條約（安政五年戊午七月一日江戸ニテ調印）

第三條第三項阿片ノ輸入ハ嚴禁タリ若阿蘭陀商船三斤以上ヲ持渡ラハ其過量ノ品ハ日本役人之ヲ取上ヘシ

三、日本開キタル港々ニ於ケル蘭陀商民貿易ノ章程（右條約ノ附屬書）

第一則第八項

積荷ヲ同港内ノ他船へ移ス時ヘ日本役人見分ノ上事情明白ニ相分り免狀ヲ受ル上ヘ定運上ナシ阿片ノ輸入ハ嚴禁タリ然ルニ密商シ又其事ヲ謀ル輩ハ阿片一斤毎ニ三十八「ギニルアン二十五セント」ノ過料ヲ日本役所ヘ納メヘシ其組合ノ人數ノ多少ニ拘ラス此法ヲ以テスヘシ

四、日本國魯西亞國修交通商條約（安政五年戊午七月十一日於江戸調印）

第十四條若ク魯西亞ノ商船若片ハ日本國ニ輸入致シ候節ハ其荷物ハ車上犯人ハ右有者ノ商業ヲ嚴禁スル魯西亞ノ法度ニ從テ處置致シ可申事

五、日本國魯西亞國修交通商條約（安政五年戊午七月十一日於江戸調印）

第十一條阿片ノ輸入ハ嚴禁タリ若魯西亞商船三斤（魯西亞量目四ポンド三十六ソロツツニツク）以上持渡ラハ其過量ノ品ハ日本役人之ヲ取上ヘシ魯西亞人日本ニ於ケル商賣ニ付罪狀アル時ヘ其品取上一斤ニ付「二十ルーピル」ノ過料ヲ日本役所ヘ納メ猶本國嚴禁ノ掟ヲ以テ罰スヘシ

六、日本開キタル港々ニ於テ亞米利加商民貿易ノ章程（安政五年戊午六月十九日於江戸調印）

第二則第六項

阿片ノ輸入ハ嚴禁タリ然ルニ密商シ又其事ヲ謀ル輩ハ阿片一斤毎ニ「十五ドルラル」ノ過料ヲ日本役所ニ納ムヘシ  
其組合ノ人數ノ多少ニ拘ラス此法ヲ以テスヘシ

七、日本開キタル港々ニ於テ貌利太尼亞商民貿易ノ章程（安政五年戊午七月十八日於江戸調印）

第二則第九項

阿片ノ輸入ハ禁制ナル故若日本ニ商賣ニ來ル貌利太尼亞船阿片ノ量日三斤以上船中ニ所持スル時其餘量ハ日本司人坂上ヘシ且阿片ヲ密商シ或ヘ其事ヲ謀ル輩ハ阿片一斤毎ニ「十五ドルラル」ノ過料ヲ日本役所ヘ取立ヘシ

明治初年の阿片取締 明治維新の大業成るや直ちに明治元年四月太政官布告を以て次の如き阿片煙草嚴禁令を告示せられたり。

太政官布告（明治元年四月十九日）

阿片煙草ハ人之精氣ヲ耗シ命數ヲ縮メ候品ニ付兼テ御條約西ニ有之候通外國人持渡候事嚴禁之處近頃竊ニ舶載之聞有之萬一世上ニ流布致シテハ生民ノ大害ニ候間賣買之儀ハ勿論一己ニ呑用候儀決テ不相成候若シ御禁制相犯シ他ヨリ禍ルニ於テハ可被處嚴科候間心得違無之様未々ニ至ル迄堅ク可相守者也右御達之書府藩縣一同高札ニ掲示可致被仰出候事

次で同三年には前記條文は次の如く改正せられ販賣鴉片烟律として公布せられ又同日付にて生阿片取扱規則發布せられたり。

販賣鴉片烟律（明治三年八月九日）

一、凡ソ鴉片烟ヲ販賣シテ利ヲ謀ル者ハ首ヘ斬從ハ三等流自首スル者ヘ一等ヲ減ス

一、人ヲ誘引シ吸食セシム者ハ斬從及情ヲ知リ房屋ヲ給スル者ハ三等流引誘セラレテ吸食スル者ハ徒一年

一、渡貿シテ未タ售賣セサル者首ハ三等流從ハ徒三年半自首スル者ヘ並ニ罪ヲ免シ鴉片烟ハ官ニ沒收ス

一、官吏知テ舉セサル者ハ並ニ與國財ヲ受ル者ハ桂法ヲ以テ重キニ從テ論ス

右之通御定ニ相成候條此旨相達候事

布 告（明治三年八月九日府藩縣）

鴉片煙草ノ儀ハ兼テ嚴禁ノ處猶又販賣鴉片烟律御定ニ相成各港在留ノ支那人ヘモ嚴重禁止被仰出候且藥用ニ供シ候生鴉片タリトモ勝手ニ取扱候儀不相成別紙之通取扱規則ヲ被立候候各地方官ニ於テモ皆内人民未々心得違無之様此度可致事

生鴉片取扱規則

- 一、藥店中現在所持ノ分ハ各地方官廳ニチ検査ヲ送ケ品位量目等委細簿記シ可置事  
一、不得止藥用ニ供シ候儀有之賣買致候節ハ其都度毎ニ藥店醫師ヨリモ品位量目等委細官廳ヘ可届出事  
一、藥用闕乏ニ付外國ヨリ取寄處節ハ各地方官ヨリ開港場ヘ申立候ハ別段ノ注交ヲ以テ取寄候様可致事

國產阿片改良に關する上申 明治七年司藥場に於て國產阿片を試験したる結果其品質不良の爲め之が改善の必要を認め翌八年司藥場長心得

柴田承桂は文部大輔に向け次の上申書を提出せり。

内國產阿片ニ付何

去成年中當場ニ於テ津輕並ニ甲州ノ兩產阿片ヲ試験セシ處其含有ノ成分毎ニ同シカラス蓋シ製煉ノ方法未タ備ラス人々一時姑息ノ利ヲ食リ作意シテ之ヲ爲ス故ナリ夫レ阿片ハ醫藥中ノ要品ニシテ其要極メテ廣シ故ニ學國局方ニテハ百分中十分ノ「モルヒネ」ヲ含ムモノヲ以テ良トシ之レカ差等ヲ立ツ吾邦ニテモ洋醫漢家ヲ問ハス醫大抵皆之ヲ用ヒサル莫シ然ルニ今其製ノ粗惡ナルコト此ノ如クニシテ之レカ等級ヲ立テス概シテ之ヲ販賣セシムルトキハ若シ甲ノ「モルヒ子」分ナキモノヲ用ヒテ效驗ヲ奏セサルニ方リ更ニ誤テ乙ノ「モルヒ子」分多キモノヲ取り多量ニ之ヲ用ルトキハ其危害ヲ招クヤ將ニ言フ可ラサルモノアラントス故ニ今試驗表ヲ爲テ之ヲ上申ス冀クハ速ニ之ヲ業ニ從事スルモノニ證告シ其製煉ノ方ヲ詳記上申セシメ其宜ニ合ハサル所ハ爲メニ之ヲ教授シ務テ品物ヲシテ一途ニ出ルノ法ヲ立テシメハ其衛生上ニ益アルハ因ヨリ旨ヲ待タス亦國產ノ一部分ヲ興シ外國ノ輸入ヲ仰クナキニ至ルヘク間速ニ其筋ヘ御照會有之度此段相何候也

明治八年三月二十四日

文部大輔 田 中 不 二 賀

司藥場長心得 柴 田 承 桂

前記國產阿片改良に關する上申書は採擇せられ政府は同年十一月其準備として全國に令して阿片培養者並製煉法等を調查せしめたり。即ち次の如し。

内務省達（明治八年十一月二十四日乙第一五六號府縣）

阿片ノ儀ハ醫藥ニ於テ開ク可ラサル要品ニ有之從來内國產ノ品モ夥多有之候處培養製煉ノ法疎漏ナルヨリ品位一定セス藥用ニ堪ヘサルモノ多ク隨テ輸入品ヲ仰カサルヲ得ス候ニ付其方法ヲ研究シ精良ノ品ヲ培養センコトヲ要ス且該藥ノ儀ハ猛毒ノ成分ヲ含有シ取扱上粗々ノ弊害ヲ隠シ候儀モ有之追テ賣買上取締モ可相立候候各地方ニ於テ該品製造ノ者有之分ハ左ノ雄形ニ照ラシ管内無渡取調來ル十二月中可差出製造人無之府縣ハ其段モ可申出此旨相達候事但右等取調ノ儀ハ勤モスレハ收稅等ニ顧念シ現實不申立ヨリ取調不行届儀モ有之ニ付心得違無之様示認可致且見本代價ノ儀ヘ別ニ勘定書ヲ以受取方可申出事

體 形

族籍住所番號

阿片製造人 姓

年 齡

名

印

一、明治七年製造高

一、明治八年製造高

一、培養法並採取ノ時季器皿ノ種類花ノ赤白單  
辨複辨等

一、製煉法

一、製造品見本量口八匁

但上下ノ品位有之分ハ各其品位並代價ヲ記スヘシ

右ノ通御座候間此段奉申上候也

年 號 月 日

製造人姓名印  
區戸長姓名印

東京府達（明治八年十一月二十五日）

右之通被相達候ニ付區戸長ニ於テ詳細取調來ル十二月十五日限リ有無共可申出此旨相達候事

東京府（明治九年六月十二日乙第二九號區戸長）

阿片製造ノ儀本年最早採取ノ期不遠ニ付昨明治八年十一月中相達置難形ニ至シ無遺漏見本可差出候且採取方法ハ去ル五月衛生局報告第二號ノ趣旨ニ據り取扱候得可致事

但製造人有無一大區無取調メ當府第二課へ可届出事

阿片培養者並製煉法取調ノ再達及採取方法ヲ示ス内務省達（九年六月一日乙第六九號府縣）

昨明治八年當省乙第百五十六號ヲ以テ阿片製造人取調ノ儀相達候處當時季候相後レ見本無之例居多ニシテ取調屆兼候候本年ハ最早採取ノ期モ不遠ニ付悉皆見本差出候得可取計元來阿片ノ品位ハ地質培養等ニ從テ差等アリト雖異トシテ製煉ノ精粗ニ關シ候條製造人ニ於テ精々注意致シ候様篤ク告諭可致此旨相達候事

但採取ノ方法ハ衛生局報告第二號ノ趣旨ニ據り取扱候得可致事

阿片栽培に関する注意書及阿片試驗成績の公告 前記阿片培養並製煉法等の取調に基き阿片栽培に関する注意書を製作し一般に公告して阿片の栽培を勧奨せり。

内務省衛生局報告（明治九年五月二十五日第二號）

阿片ヲ分析メレハ種々ノ成分アリト雖モ其本性ノ効力ハ「モルヒネ」ノ分量ニ因レリ故ニ「モルヒネ」ノ多キモノヲ良品トシ其少ナキヲ下品トス而シテ其「モルヒネ」ニ多少アルハ國土氣候培養ノ適否ニ因ルト雖モ特ニ採取ノ善惡精粗ニ基づクモノナリ能ク之ニ注意シテ多分ノ「モルヒネ」アル良品ヲ製造スルコト肝要ナリ我國ニシテ阿片ヲ製造セシハ已ニ久シキヲ經ルガニヘニ其慣習ニ因リテ自然ノ發明ヲ得ルモノ少ナカラサルベシ然ラハ今一層ノ注意ヲ加ヘハ品位ノ精良ニ至ルハ疑フベカラス

採取スルノ法ハ六七月頃落花ノ後イマダ十分ニ熟セサル青キ器皿葉へ小刀ヲ以テ淺ク横紋或ハ波紋ノ切目ヲ割シ刀尖ヲシテ内部ニ達セザル様ニ注意スペシ若シ割スルコトノ深ケンバ切口ニ粘着シ液ハ却テ内部ニ落込テ外部ニ波出スルコト塞ケレハナリ其切目ヲ割スルノ時刻ハ毎日午後五時頃ニ於テシ翌朝ニ至リ竹籠ヲ以テ外面ニ覆點セル糊液ヲ割リ取り器皿葉上ニ取聚メ大氣ニ暖シテ乾固シ小ナル麵包ノ狀トナシテ時フベシ昨八年ノ見本並ニ藥店ヨリ買上ゲシ内國產ノ阿片數十種ヲ分析スルニ間々「モルヒネ」ノ含量百分中ニ就キ十分内外ニ至ルモノアリト雖モ中ニハ一二分或ハタルコトヲ辨セズ隨ヒテ品位ノ價格ヲ定ムルニモ只其外貌ト臭味トヲ見テ實質スルニ因リテ偏ニ收穫ノ多キヲ食リ動モスレバ莖ト葉トヲ擗碎シテ之ヲ煎熬シ阿片ト唱ヘテ販賣スルヨシ總チ物產ヲ製出スルハ各自經年ノ習熟工夫トニ因リテ益其發明ヲ累ネ内國ノ需要ヲ充足シシメ遂ニ外國ニモ輸出シ其人民ノ貪求ニマテ至ラバ已レ一身ノ幸福榮譽ヲ得ルノミナラス即チ一國富強ノ基トモナリテ能ク其義務ヲ盡スト云フベシ殊ニ藥物製煉ノ如キヘ人ノ生命ニ關係スルモノナレバ最モ丁寧ニ注意スベシ歐米各國ニ於テハ醫藥ニ供スル藥物ニ取締法アリテ阿片ノ如キハ「モルヒネ」含量ノ多少ニ因リテ之ガ制ヲ阿片百分中ニ就キ獨國米國ハ「モルヒネ」十分英國ハ六分乃至八分佛國ハ十分又ハ乾燥ノ物ハ十二分ヲ以テ制規トセリ其制規ヨリ少ナキモノハ一切調劑販賣スルヲ得ズ本邦ニテモ追々藥物ノ取締ヲ制定スベキニ付阿片製造人ニ於テハ前頭ノ趣旨ヲ認識シヨリ培養採取製造ニ盡力シ専ラ良品ノ阿片ヲ製煉セントラ希望ス

續いて翌十年五月には九年度中製造提出に係る阿片を司藥場に於て試驗し其成績を公告して一般製煉者の参考に供したり。

内務省達（明治十年五月十六日丙第二二號大阪府、三重縣、岐阜縣、千葉縣、石川縣）

昨九年中差出候其府、縣下製造ノ阿片見本夫夫達分析候處其定量別紙裏面ノ通有之候條製造人共ヘ其旨相達候得可致事

（別紙）



司藥場よりモルヒネ定量法の上申 醫務局は司藥場に命じて阿片の品質を調査せしめんとし先づ以て其品質試験法の調査を命じたる結果東京司藥場に於てモルヒネ定量法を草案し明治八年七月十六日之を上申したり。

是れ即ち本邦最初の公定モルヒネ定量法なりとす。

#### モルヒネ定量法

オルレルモント氏阿片分析法（オルブラート化學書より）此法はギーボルト氏より出づ其方先づ一の阿片を重湯煎にて乾し其末を取り其量四倍のアルコールに浸出し又更に少量のアルコールを以て濾出する。此アルコールは七十五乃至八〇%のものを用ふ、扱て其殘滓を凝固し又アルコールを以て洗滌し其濾液及前の濾液を合し過量のアムモニアを注加し其内より遊離のアムモニアを蒸散せしめ而して生ずる所の沈澱を温紙上に収め始めに五十%のアルコールを以て洗出し次に四十%のアルコールを以て洗ひ終りニーテルを以て洗ひ而後乾し搗末し屢適量のニーテルを注ぎ温むれば其内含む所のアルコーン遊離し來り餘す所のセルヒネには尙通常少量のメコン酸カルキを含めり是に於て之を乾し其量を計り而して九十%の沸騰アルコールを以て之に注ぎ因て不溶解のメコン酸カルキの量を秤定し之を前量より減すれば其差は阿片中含む所の純モルヒネの量なり。

醫務局より司藥場に對する薬用阿片と阿片煙との辨別に關する議義照會 明治八年四月薬用阿片と阿片煙とは如何なる關係に在るものなるや當時に於ては辨別すること能はざりしを以て醫務局より司藥場宛に照會せられたり。其照會文書次の如し。

#### 醫第一五號

兼テ及御掛合候藥用吸烟阿片分析等ノ儀去ル三十日教師意見相添御迴シ相成候ニ付早速外務省ニ及廻送候處右教師見込書原書爲見合底旨猶又同省ヨリ頼越候間乍御手數寫一葉至急御迴シ有之度此段及御懸合候也

明治八年四月二日

東京司藥場御中

先般外務省ヨリ照會有之候藥用吸烟兩阿片ノ儀教師ノ意見別紙ノ通ニテ只「モルヒネ分ヲ含有スルノ多少ニ因テ上下ノ品ヲ生スルノミニシテ別ニ他故アルニ

文部省醫務局

非ス故ニ吸烟阿片ノ精良ナルモノハ其價極チ貴ク藥用阿片ノ下ニ出テス其下等ナルモノハ他物乃糖蜜要條阿片等ヲ混シ偽裝スルモノニシテ其増量ノ度ハ奸商ノ爲ス所ニシテ更ニ一定ノ數量ハ無之候藥用阿片ヲ吸烟阿片ニ變製スルニハ教師意見ノ如ク甲ヲ水ニ濾出シ蒸發シテ乙トナスノミニテ別ニ器械装置ノ煩勞ハ之無候外務省ヨリ送致ノ兩品ハ各々定量術ヲ行ヒ之ヲ現今藥師ノ通價ニ比較計算シ其價格ヲ以テ眞實利益ノ等級相立差出度候得共何分量目少クシテ通常定性方法以テ試驗致シ候處兩品共ニ「モルヒネ分ヲ檢出スルニ堪ヘス候此上何卒兩品共量目各五六オンス位ニシテ且其何地ノ產タルコトヲ詳記シ當揚ニ送致セハ更ニ精密ノ定量術ヲ行ヒ眞實損益ノ得失等明細取調ヘ差出スヘク候間其由外務省ヘ御迴答有之度此段及御照會候也

明治八年三月二十九日

本文ニ認アル別紙ハ試驗表中ニ縦込アリ

醫務局御中

司藥場

薬用阿片賣買並製造規則の發布 明治三年八月太政官布告を以て生阿片取扱規則發布せられ阿片取締に關する大綱定められたるも時勢の進展に伴ひて薬用阿片の品質統制及其濫用取締りの事は益々重要となりたるを以て政府は明治十一年八月九日太政官布告を以て舊制を廢して新に薬用阿片賣買並製造規則を發布し藥用阿片を政府にて買上げ司藥場をして之を拂下げしむる制を設けたり。而して本法は明治三十年阿片法制定に至るまで實に二十年間の久しきに亘り阿片に關する法規の大本として活用せられたり。即ち次の如し。

布告（明治十一年八月九日太政大臣三條實美署第二一號）

明治三年八月布告生阿片取締規則ヲ廢シ藥用阿片賣買並製造規則左ノ通相定候條此旨布告候事

但施行ノ時日ハ追テ内務省ヨリ可相達事

#### 藥用阿片賣買並製造規則

第一條 阿片ノ賣買及製造へ藥用品ニ限リ此規則ニ依テ之ヲ許可ス  
第三條 各司藥場ヨリ拂下タル所ノ阿片ハ量目一匁ヲ以テ一器トシ每器司藥場ノ印紙ヲ貼附スヘシ  
第四條 地方廳ハ土地ノ廣狹位置ヲ度リ一管内相等ノ人貿ヲ限リ藥師ノ身元人物ヲ選シテ内務省ニ審議シ鑑札ヲ受ケテ之ヲ本人ニ交付スヘシ  
但司藥場ヲ置カサル地方ニ於テハ該地方廳ヨリ之ヲ拂下クヘシ

第五條 各司藥場ヨリ拂下タル所ノ阿片ハ量目一匁ヲ以テ一器トシ每器司藥場ノ印紙ヲ貼附スヘシ  
第六條 藥用阿片ハ其内國產若クハ外國產ヲ監セス總テ内務省ニ於テ其品位ヲ定メテ之ヲ買上ケ然ル後テ各司藥場ヨリ阿片卸シ賣特許藥師ニ拂下ケ之ヲ賣捌カシムヘシ

第五條

特許鑑札ヲ受ケタル薬舗ノ住所姓名ハ該管轄廳ヨリ管内ノ公私病院醫師薬舗一般ニ報告スヘシ

但廢業ノ者アル節モ本文ニ準シ連ニ報告スヘシ

第六條

特許鑑札ヲ受クル薬舗ハ其店頭ニ特許藥用阿片賣捌所ト大書シタル看板ヲ掲ケ置クヘシ

第七條

特許ヲ受タル薬舗ハ半年分賣捌ノ高ヲ預算シ毎年兩度最寄司藥場、司藥場ナキ地方ハ該地方廳ニ申立テ其拂下ケヲ請フヘシ但缺乏ノ節ハ臨時拂下ケ

ヲ請フコトヲ得

第八條

凡ソ醫師、病院及ヒ一般薬舗等ニ於テ藥用阿片ヲ要スルトキハ其量目並ニ其住所、姓名及年月日病院ハ其名稱及ヒ院長若クハ副院長ノ姓名ヲ記シ調

印シタル證書ヲ以テ特許藥舗ニ就キ之ヲ購求スヘシ特許藥舗ニ於テハ之ヲ賣渡スニ其量目一度ニ四拾タク超ヘルカラス但病院及醫師等ニ於テ便宜ニ依リ一般薬舗ニ就キ之ヲ購求スルト一般薬舗相互ニ賣買スルハ効ケスト雖モ必ス本條ノ證書ヲ以テスヘシ且其量目一度ニ八タク超ヘカラス

第九條

凡テ内外國人共醫師ノ處方箋ヲ持參シタル者ノ外ハ特許藥舗並ニ一般薬舗ニ於テハ一切之ヲ賣渡スヘカラス

第十條 特許藥舗ハ毎半年分阿片拂受並ニ壹タク以上賣捌ノ高及ヒ買入ノ住所姓名並ニ壹タク以下賣捌ノ總高等明細表正副二通ヲ造リ其管轄廳ニ差出スヘシ尤壹タク以下ノ分ハ不當其明細ヲ簿記シ置キ臨時取調ノ用ニ供スヘシ

但管轄廳ハ其一通ヲ内務省ニ送達スヘシ

第十一條

特許藥舗ニ於テハ毎半年必シモ前條明細表ヲ差出スル要セスト雖モ平常其明細ヲ簿記シ置キ臨時取調ノ用ニ供スヘシ

第十二條 薬用阿片ヲ製造セント欲スル者ハ器皿ノ種類及ヒ培養、採取、製造ノ方法ヲ記シ管轄廳ヲ經由シテ内務省ノ免許鑑札ヲ受クヘシ

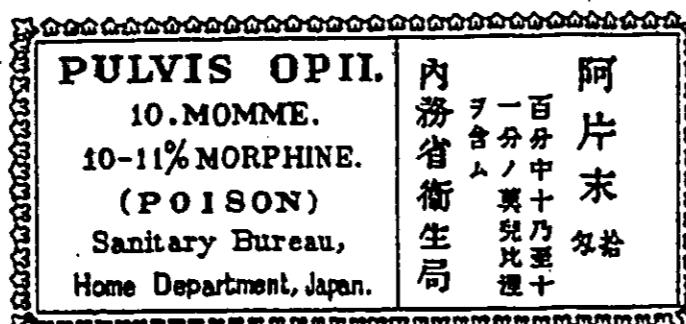
第十三條 阿片製造人ハ其製造シタル阿片ノ量日ヲ記シ署名調印シタル願書ヲ以テ地方廳ヲ經由シテ内務省ノ買上ヶヲ願フヘシ右買上ヶヲ受ケタルノ外決シテ内外人民ニ販賣スルコトヲ許サズ

但司藥場ニ於テ其品位藥用ニ適セザル者トスルトキハ地方廳ヨリ其旨製造人ニ通知シ其阿片ハ其廳ニ預リ置クヘシ

第十四條 阿片買上額及ヒ拂下ケノ代價ハ歲ノ豐凶及ヒ外國一般ノ相場等ニ因テ高低アルヘシト雖モ其品位ニ應シテ價格ヲ定ムルハ該藥主用ノ成分即チ「モルヒネ」ノ多少ニ因ルヘシ

第十五條 内務省ニ買上ヶ及ヒ拂下ケル所ノ阿片ハ百分中ニ「モルヒネ」六分以上十一分ニ至ルマテヲ含有スル者ニ限ルヘシ

第十六條 此規則ニ違犯スル者ハ其犯情ニ從ヒ阿片賣買若クハ製造ヲ禁シ其所有ノ阿片ヲ沒收シ百五拾圓ヨリ五百圓以下ノ罰金ヲ科スヘシ



藥用阿片賣買並製造規則施行期日を明治十二年五月一日よりと定めたり

甲第十七號

阿片賣買並製造規則施行期日

本年八月文政官第一號布告阿片賣買並製造規則之儀ハ來ル明治十二年五月一日ヨリ施行候様此旨布達候也

明治十一年十一月二日

藥用阿片賣買並製造規則施行に關する取扱心得を布達したり。

内務省達（明治十一年十一月四日乙第六十八號）

阿片賣買並製造規則施行口頭取扱心得

本月二日當省甲第二十七號ヲ以テ阿片賣買並製造規則施行ノ日限布達候ニ付テハ豫メ左件ノ通可取計此旨相達候事